

令和7年3月31日付け県公報号外第28号静岡県人事委員会規則第7-1319号（単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則）中、次のとおり訂正する。

ページ 行
1 上から11

誤

(施行期日)	
1 <u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u>	
(暫定再任用職員に関する経過措置)	

正

(施行期日)	<u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u>
1 <u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u>	
(暫定再任用職員に関する経過措置)	